

「配偶者からの暴力対策基本計画」の体系について

基本目標		施策の方向	取り組むべき施策	重点	事業
基本目標Ⅰ	DVを許さない意識づくり	1 DVの未然防止対策を推進する。	(1)DV防止に向けた啓発の充実		1 DV防止啓発事業の実施
				○	2 若者へのデートDV防止啓発事業の実施
				○	3 DV根絶強化月間の実施
					4 人権啓発事業の実施
				○	5 男女共同参画啓発事業の実施
					6 学校における人権教育・男女平等教育の実施
					7 学校における性と健康に関する教育の実施
基本目標Ⅱ	安心して相談できる体制づくり	2 相談体制の充実を図る。	(3)相談窓口の周知の強化	○	8 相談窓口の広報活動の充実
					9 外国人に対する相談窓口の周知
				○	10 相談体制の充実
					11 外国人等への相談の配慮
		3 被害者の安全を確保する。	(4)配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実		12 法的手続等における助言・支援
					13 警察との連携強化
					14 県婦人相談所との情報共有・連携強化
基本目標Ⅲ	実効性のある自立支援体制づくり	4 被害者の自立支援の体制をつくる。	(7)被害者の自立に向けた各種情報の提供		16 就労・日常生活・各種手続等の情報提供
					17 行政情報等の提供の充実
				○	18 被害者の居場所の整備
					19 住宅確保に向けた支援
					20 就労準備に向けた支援
					21 心と体の健康回復に向けた支援
				○	22 福祉施策等を活用した支援
		(8)被害者の自立に向けた各種生活支援	○	23 共通相談シートを活用した同行支援	
			○	24 子どもの心の回復に向けた交流事業の実施	
				25 子どもの心のケア・発達支援のための関係部署・関係機関との連携	
				26 就学における支援と配慮	
				27 保育園入所における配慮	
				28 保育士対象のDVに関する研修の実施	
			(9)被害者の子どもの心のケアや発育・就学等に関する支援	○	29 関係職員の窓口対応の向上
					30 関係部署との情報共有・連携強化
○	31 関係機関等との情報共有・連携強化				
基本目標Ⅳ	DV対策の推進体制づくり	5 関係機関等と連携・協働により、DV対策を推進する。	(10)関係部署・関係機関等との連携強化	○	32 民間シェルターとの連携
					33 被害者支援ボランティア等との連携
					(11)民間団体等との連携と協働

